小作爭議調査表

No. 93

（月報番號第一三三號）

（昭和十年六月分）

項目	内容
場所	朝倉郡安川村大字隈江字新海
關係人員	地主 芳野吉兵衛 小作人 副松謙次郎
地主關係團体	ナシ
原因	地主は昭和九年三月前地主より田二反を買受け小作人より内一反八畝を引上げ自作となりたるが小作人は「前地主との間に二反歩中苗代とその三畝は地主より代地の提供を受けざる限り小作継続すべき契約あり、地主は変るも当然三畝（目下苗代継続）を小作すべきものなり」として他の二畝を耕作しをるに因る
要求事項	小作人の一畝追加小作要求 土地返還要求
經過	地主は憤慨し六月十五日小作人が一畝に植付たる苗を引抜き自ら之に挿苗し小作人に小作せしめ居る二畝の土地引上を企図し、一方小作人は地主の行動を知り六月十六日地主の植付したる苗を引抜き再び稲の挿苗をなしたり。地主は毀棄罪として告訴せんとし事態悪化したる處所轄署にては六月十七日嚴重警告を與へたる結果（小作人は該一畝宛の耕作を思ひ止まり地主も告訴の提起を中止することゝし従来通り二畝を小作せしむる事として解決す （一）は解決事件に記入
發生	昭和十年六月十五日
終熄	昭和〃年六月十七日
關係地種類面積	田 三畝
小作人關係團体	全農福佐聯合會佐井支部
結果	一、地主は該田引上に際し離耕料として四十圓を小作人に提供すること 一、小作人は本月（六月）迄十九日該田を地主に返還すること
備考	

財團法人協調會福岡出張所